

接続政策委員会 ヒアリング資料

(加入電話発 - 携帯電話着の通話に係る料金設定権)

NTT
docomo

NTTドコモ
2020年12月8日

加入電話発一携帯電話着の通話に係る料金設定権

- 加入電話発携帯電話着の利用者料金設定権については、IP網移行後に、発側事業者が持つことに見直す考えです。
- IP網移行前の見直しについては、今後、NTT東西殿の考えや当社におけるシステム改修対応の影響等を丁寧に検討した上で、事業者間で協議を行っていく考えです。

(参考) NTT東西殿との協議状況

- 「固定電話網の円滑な移行の在り方一次答申（2017年3月28日）」の意見募集において、当社より提出した意見を基本的なスタンスとして、NTT東西殿との協議に臨んでいるところです。

利用者料金設定権について、「その事業者のサービス提供戦略に大きく関わる場所であり、また、個々の接続の形態によりサービスの提供の形態も異なってくるため、まずは事業者間の協議において決定されるべきものとは考えられる。」という原則について明確化された点について賛同し、当社が設定する利用者料金についても、引き続き、利用者へのわかりやすい周知に努めていく考えです。
なお、本一次答申（案）に示された基本的視座の一つである「経済性・簡便性」の観点を踏まえれば、IP網移行後においては、固定電話発携帯電話着の利用者料金設定権を発側事業者が持つこともやむを得ないものと考えます。

- 一次答申以降、計7回の協議を実施しており、現在は、料金設定変更に係る具体的な切替方法、ユーザ等への周知対応及びそれらに付随するシステム対応等について協議中です。